

横浜市日生具継続品目の 事務運用変更に係る説明会資料 【第1部】

～ 重度障害者（児）日常生活用具給付等事業の制度概要 ～

健康福祉局 障害自立支援課 福祉給付係

2022.7.7



2

資料をご覧いただく前に

この資料は、令和4年度に事務運用を変更する継続品目（ストーマ用装具、紙おむつ、収尿器、気管孔用プロテクター、人工喉頭（埋込型用人工鼻））を取り扱う事業者様向けの資料です。

その他商品を取り扱う事業者様は、今回の事務運用変更に伴う影響はございませんので、この資料をお読みいただく必要はありません。従来通りのお手続きにてご請求ください。



3

この資料で説明する内容

▶【第1部】

制度概要

- (1) 日生具の法的位置づけ
- (2) 制度の流れ
- (3) 利用者負担額の考え方
- (4) 半期の呼び方・基準額について
- (5) 給付券について

▶【第2部】

令和4年度からの運用変更

- (1) 年1回の申請・決定について
- (2) 見積書について
- (3) 納品書等について
- (4) 請求書について
- (5) 指定者コードについて



4

(1) 日生具の法的位置づけ

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業



5

(1) 日生活具の法的位置づけ

■ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

日常生活用具給付等事業という事業は地域生活支援事業として自治体が行わねばならない必須のものですが、その事業における詳細は、自治体毎に定めることが出来ます。
そのため、

- ① 本制度として取り扱う品目・商品
- ② 各品目の基準額
- ③ 対象となる方の要件
- ④ 利用者負担額
- ⑤ 事務手続き方法

等については、自治体毎によって異なります。



6

(2) 制度の流れ

相談から請求まで



7

(2) 制度の流れ①(相談～決定)

この制度は、購入する前に区役所で申請が必要です。

手順	事業者	利用者	区役所
1		見積書の作成を依頼	
2	見積書の作成		
3		見積書を持って区役所へ申請	
4			給付要件を確認し、 給付決定。利用者及 び事業者宛て通知 発送
5	給付券を受領	給付決定通知書を受領	



8

(2) 制度の流れ②(納品～請求)

手順	事業者	利用者	区役所
6	納品開始時期・受け渡し方法について確認		
	納品開始		
7	※ 1割負担額・差額超過額の徴収 ※ 給付券受領記名の依頼	※ 利用者負担額の支払い ※ 給付券受領の記名	
8	期間内の商品完納後、公費請求分について区役所へ請求(請求書の提出)		
9			請求書受理・支払い



9

(3) 利用者負担額の考え方

I割負担額と利用者負担上限額について



10

(3) 利用者負担額の考え方

利用者は原則I割を負担しますが、上限があります。

世帯階層	世帯の課税状況等	負担上限月額	
生活保護世帯	生活保護世帯等	0円	
低所得階層世帯	市民税非課税世帯		
一般世帯	市民税課税世帯であって、市民税所得割額が最も高い方の税額が、46万円未満の世帯	継続品目 4,650円	非継続品目 37,200円
※ 制度対象外	いずれかの世帯員の市民税所得割額が46万円以上の世帯		

市民税額は、本制度の算定方法に基づき算出します。



11

(3) 利用者負担額の考え方

令和4年10月の事務運用変更以降も、利用者負担額の考え方に変更はありません。

半期毎に利用者負担額4,650円を管理してください。

1年間でまとめて9,300円を徴収すればよい、ということではありませんので、ご注意ください。



12

(3) 利用者負担額の考え方

【例】ストーマ用装具尿路系(月額13,000円)の利用者(自己負担あり)の場合

	上期(10~翌3月)		下期(翌4月~翌9月)	
給付券の 記載事項	自己負担額	4,650円	自己負担額	4,650円
	公費負担額	73,350円	公費負担額	73,350円
実際の 納品	実際の納品額	35,000円	実際の納品額	73,000円
	自己負担額	3,500円(1割)	自己負担額	4,650円(上限)
	公費負担額	31,500円	公費負担額	68,350円

この場合、1年間の納品額は108,000円ですが、自己負担額は半期毎の納品額の1割(又は上限額)を徴収します。

108,000円の1割=10,800円 ≧ 上限額9,300円(4,650円×2)だから、自己負担額9,300円を徴収する、ではありませんのでご注意ください。

※基準額を超えた差額自己負担額分については、従来通り利用者の方から徴収してください。



13

(3) 利用者負担額の考え方

公費負担額や自己負担額等の計算の際に、ご使用ください。
(本市HP日生具ページからダウンロードできます。)

※ 算出時の利用者の年齢を必ず入力してください。

① 基本額	75,000	65歳以上定額または定額制
② 減額額	100,000	定額制の減額額
③ 公費負担額	75,000	①と②の差額、0円未満は0
④ 治療	22,000	③×20%
⑤ 予防検診代	1,000	③×1%
⑥ 自己負担額	4,000	④×20%
⑦ 負担上限額	4,000	⑥×100%
⑧ 自己負担額 (負担上限額)	4,000	⑥と⑦の両方より、最も少ない金額
⑨ 公費負担額	71,000	③×80%
⑩ 負担額	28,000	④×70%



14

(4) 半期の呼び方及び基準額について



15

(4) 半期の呼び方及び基準額について

半期の呼び方が変わります。

上期：10月～翌年3月
 下期：翌年4月～翌年9月

従来、4月～9月を上期・10月～翌年3月を下期と呼んでいましたが、令和4年10月から逆の呼称になります。ご注意ください。



16

(4) 半期の呼称及び基準額について

令和4年10月の事務運用変更以降も、基準額に変更はありません。

品目	型式	1か月基準額	6か月基準額
ストーマ用装具	消化器系	10,000円	60,000円
	尿路系	13,000円	78,000円
紙おむつ	ストーマ用装具代替	13,000円	78,000円
	重度肢体不自由者向け	13,000円	78,000円
	先天性神経障害に伴う機能障害者向け	(1) 5,000円 (2) 13,000円	(1) 30,000円 (2) 78,000円
	重度知的障害者向け	5,000円	30,000円
	外傷等起因者向け	5,000円	30,000円



17

(4) 半期の呼称及び基準額について

令和4年10月の事務運用変更以降も、基準額に変更はありません。

品目	1か月基準額	6か月基準額
気管孔用プロテクター	350円	2,100円
人工喉頭(埋込型用人工鼻)	23,100円	138,600円
収尿器	5,000円	30,000円

1年間で申請を承りますが、基準額や納品期間の管理は従来通り6か月の期間で行っていただくようお願いいたします。



18

(5) 給付券について



19

(5) 給付券について

給付券を【上期】【下期】分として計2枚をまとめて送付いたします。
大変お手数ですが、請求される時期まで給付券を保管いただき、
請求書と一緒にご提出ください。



20

(5) 給付券について

品目名称と共に【上期】又は【下期】
と印字される予定です。

品目名称	価格	基準額	自己負担額	公費負担額	負担上限額	継続品目支給年月
						～

業者	名称	
	電話番号	

2枚の給付券がどちらの期間の給付券かを判断いただくには、「品目名称」の【上期】又は【下期】の表記を確認するか、「継続品目支給年月」に印字されている年月をご確認ください(10月～翌3月の期間内であれば【上期】、4月～9月の期間内であれば【下期】)。



21

(5) 給付券について

給付券については、次のような金額が記載されています。
(給付券の「給付品目欄」抜粋)

給付品目	品目名称		【上期】紙おむつ 重度知的障害者向け			
	価格	基準額	自己負担上限額	公費負担上限額	負担上限額	継続品目支給年月
	25,000円	30,000円	2,500円	22,500円	4,650円	令和4年10月～令和5年3月

項目名称	例示金額	説明
価格	25,000円	見積書の記載金額
基準額	30,000円	支給決定した品目の支給年月分の基準額
自己負担上限額	2,500円	価格又は基準額いずれかの低い方の金額の1割負担(又は上限額の4,650円)
公費負担上限額	22,500円	価格又は基準額いずれかの低い方の金額から自己負担額を引いた額
負担上限額	4,650円	制度で定める負担上限額。4,650円又は0円
継続品目支給年月	令和4年10月～令和5年3月	支給決定した期間

22

(5) 給付券について

対象者へ受領年月日及び受領確認の氏名記載の依頼をお願いします。

「父」「母」又は「成年後見人」等と記載してください。

受領年月日	年 月 日	受領者氏名		本人との関係	
-------	-------	-------	--	--------	--

18歳未満の場合、受領者は「保護者氏名」を記名してください。
18歳以上の場合、受領者は「本人氏名(又は成年後見人)」を記名してください。

23

(5) 給付券について

【ご留意いただきたいこと】

受領年月日は支給期間内の日付けを想定していますが、支給決定日（給付券右上の年月日）以降であれば、支給期間前の受領日でも差し支えありません。ただし、支給期間を過ぎてからの納品は認められません。（下期は概ね2週間前から納品可）

(例) 支給期間	令和4年10月～令和5年3月
支給決定日	令和4年9月20日

この場合、受領年月日は、令和4年9月20日～令和5年3月31日なら問題ありませんが、令和5年4月1日以降は上記期間の支給金額が残っていたとしても納品は行えません。



24

(5) 給付券について

納品時期についてまとめると、次のとおりです。

期区分	納品時期
上期（10～翌3月）	決定通知日以降 ～ 上期支給期間（3/31）まで （※ 10/1～10/31が決定通知日となる場合は、遡って10/1の納品分から適用可）
下期（翌4～翌9月）	概ね2週間前（3/18頃） ～ 下期支給期間（9/30）まで

それぞれの期区分の納品額が支給決定金額まで達していなくても、上記納品時期を超えた後の納品は認められませんので、ご注意ください。

※ この納品時期は、10月～翌9月の1年間の給付決定をする際のもので、1年の途中から給付決定を受ける際は、異なる場合があります。



【第1部】は以上です。

25

ご視聴ありがとうございました。
引き続き【第2部】をご覧ください。

